

令和7年度 第1回 焼津市認知症対策連絡会議

資 料

令和7年7月23日
焼津市地域包括ケア推進課

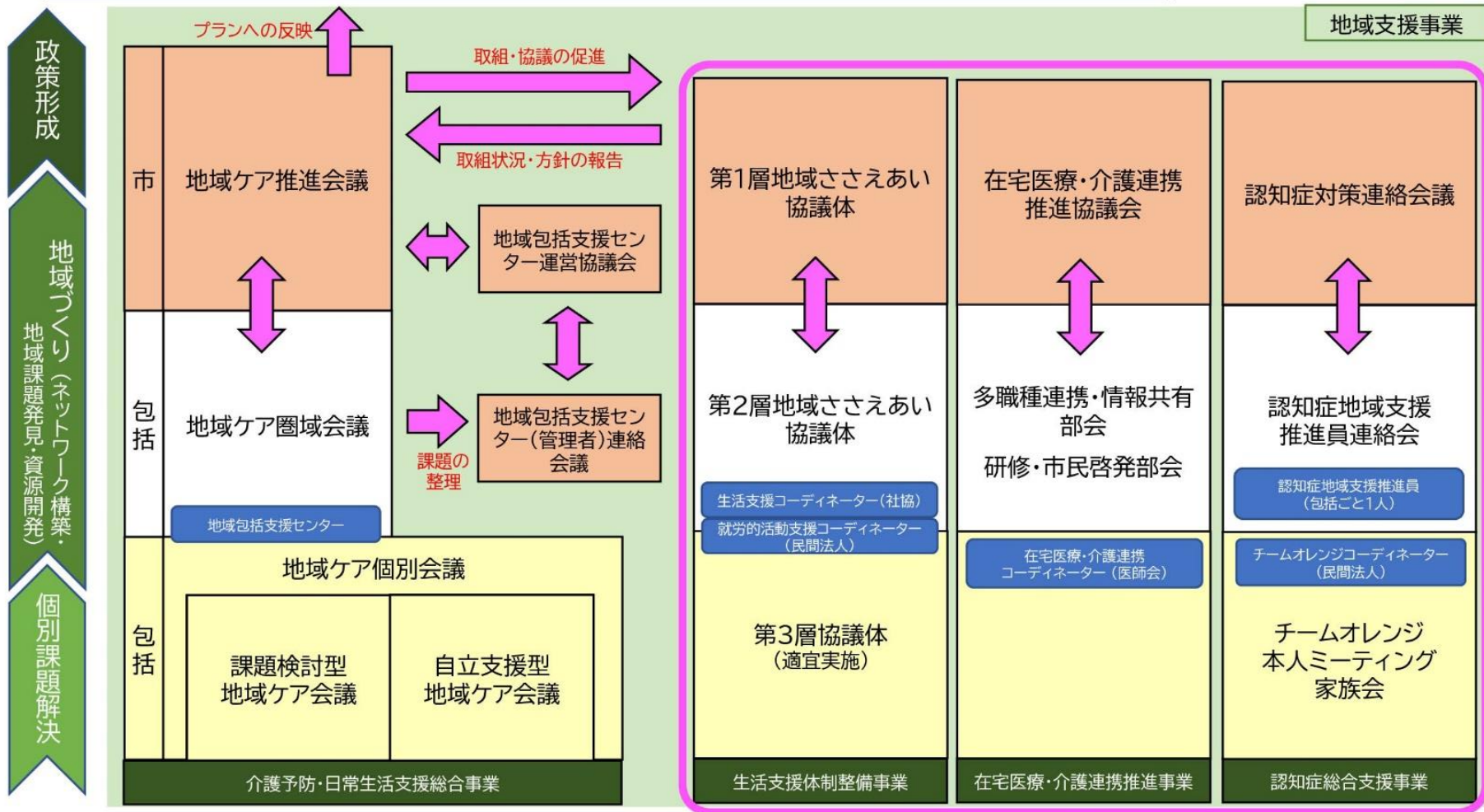
根拠法令：介護保険法第115条の45第2項第6号

次第4 報告事項

(1) 令和6年度認知症施策の取組について

地域ケア推進会議について

【ほほえみプラン21】焼津市高齢者保健福祉計画推進協議会・焼津市介護保険運営協議会



認知症施策推進大綱の概要

令和2年1月17日 全国厚生労働関係部局長会議資料（老健局）

認知症施策推進大綱の概要

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

対象期間：2025（令和7）年まで

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要①

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会**の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要②

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※ 基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

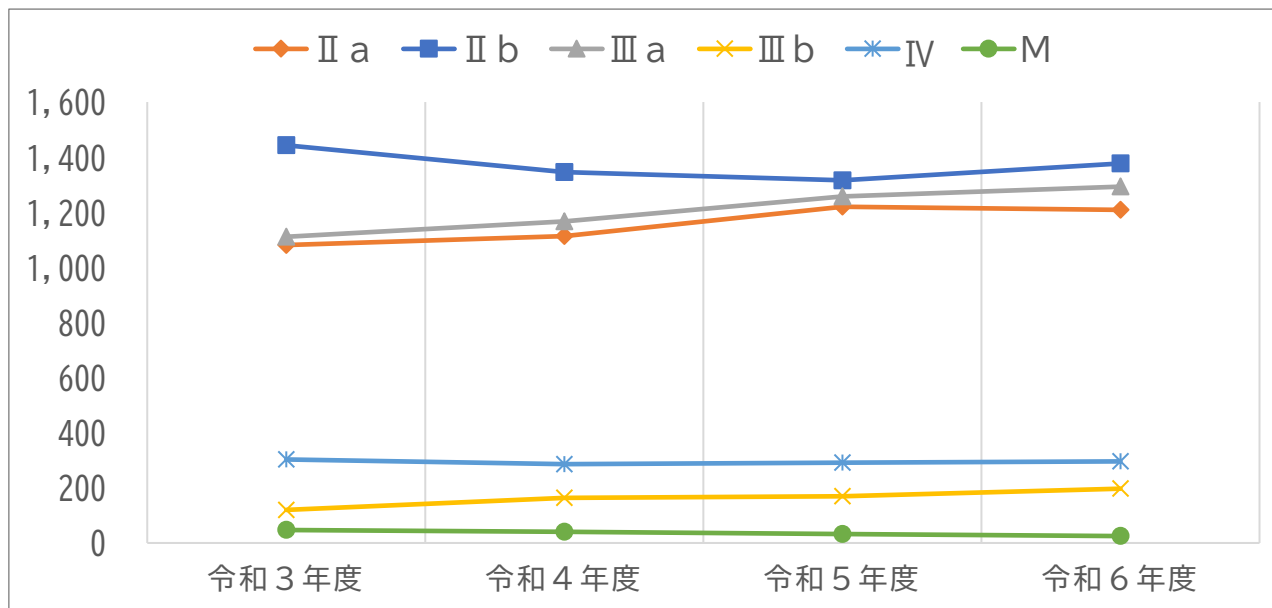
※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

焼津市の現状①

1. 認知症高齢者の状況

● 認知症高齢者の推移（出典：MCWEL介護保険システム（3月末） 訪問調査時の認知症度に基づき作成）

	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	計
令和3年度	1,081人	1,443人	1,111人	120人	303人	47人	4,105人
令和4年度	1,114人	1,346人	1,167人	164人	286人	40人	4,117人
令和5年度	1,220人	1,316人	1,258人	170人	291人	32人	4,287人
令和6年度	1,209人	1,377人	1,293人	197人	296人	25人	4,397人



焼津市の現状②

● 日常生活自立度判定基準（出典：厚生労働省）

	判定基準
Ⅱ a	家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱ b	家庭内でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ a	日中を中心として日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲ b	夜間を中心としてⅢ aと同様の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	Ⅲ aと同様の日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

2. 高齢者人口の推移

（出典：焼津市住民基本台帳、
MCWEL介護保険システム（3月末））

	総人口	高齢者人口	高齢化率	要支援・要介護認定者数
令和3年度	137,353人	41,105人	29.9%	7,312人
令和4年度	136,623人	41,144人	30.1%	7,014人
令和5年度	135,725人	41,190人	30.3%	7,260人
令和6年度	134,668人	41,122人	30.5%	7,344人

焼津市の現状③

2. 若年性認知症の人の把握

● 焼津市の若年性認知症者数（出典：国保データベース（KDB））

	総人口	65歳未満人口	要支援・要介護 認定者数	若年性認知症者数（％）
令和4年度	136,623人	95,479人	197人	22人（11.2％）
令和5年度	135,725人	94,535人	193人	16人（8.3％）
令和6年度	134,668人	93,546人	206人	14人（6.8％）

※国の若年性認知症実態調査結果概要（令和2年3月）

全国における若年性認知症者数は、**3.57万人**と推計

18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は50.9人

● 若年性認知症の支援体制

相談先、利用可能な制度やサービス等の情報をまとめた若年性認知症ガイドを作成し、ホームページに掲載。



焼津市の方向性・取組

第10期ほほえみプラン21

基本方針5 認知症の予防と共生に向けた体制の充実における主な取組

- 1 早期発見・早期支援への取組
- 2 認知症本人の社会参加支援
- 3 地域の認知症への理解の促進
- 4 家族等への支援
- 5 認知症本人やその家族を支える地域ネットワークづくり

1 早期発見・早期支援への取組

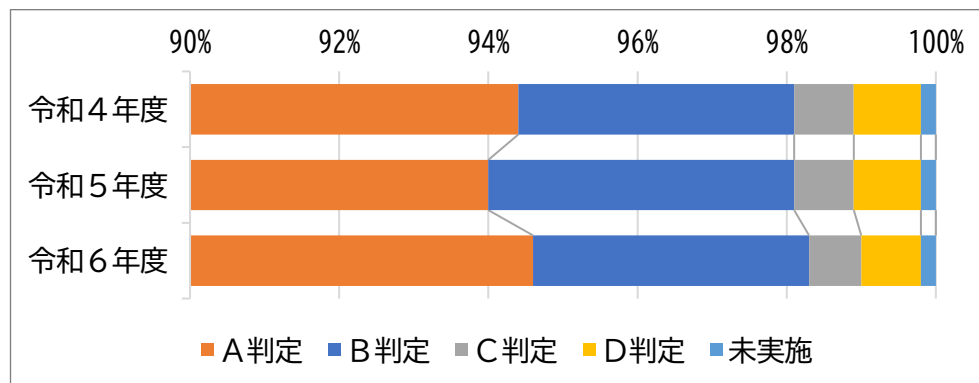
1. 認知症スクリーニングの実施

● 実施方法

特定健診と同時に実施する生活機能チェック（基本チェックリストに認知症関連質問項目（SDQ-14）を含む29項目）、または後期高齢者健診と同時に実施する認知症一次スクリーニング検査（SDQ-14）にて実施

● 認知症スクリーニング受診者

	受診者数
令和4年度	8,794人
令和5年度	8,446人
令和6年度	8,628人



● 認知症スクリーニング判定結果

▲認知症スクリーニング判定結果の比較

	A判定	B判定	C判定	D判定
令和4年度	8,300人 (94.4%)	321人 (3.7%)	71人 (0.8%)	83人 (0.9%)
令和5年度	7,939人 (94.2%)	349人 (4.1%)	64人 (0.8%)	79人 (0.9%)
令和6年度	8,165人 (94.8%)	320人 (3.7%)	61人 (0.7%)	69人 (0.8%)

A判定：今回のスクリーニング上は大きな問題なし（もの忘れスクリーニング対象外）

B判定：日常生活に注意し経過観察 → 啓発リーフレットの配布

C判定：認知機能の軽度の低下の可能性あり → 介護予防事業のすすめ

D判定：認知機能の低下の可能性あり → 医療機関への受診

(参考) 認知症一次スクリーニング検査様式 (後期高齢者用)

5・0

② 健康診査 質問票 (後期高齢者用)

受診日	2・0・	年		月		日	1・	受診番号(記入不要)
受診券のシールはここに貼ってください								
健管番号							フリガナ	性別
住所	焼津市						氏名	男・女
電話番号	-						生年月日	大・昭 年 月 日 () 歳

No.	質問項目(□にレ点をお付けください)
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか □ 1.よい □ 2.まあよい □ 3.ふつう □ 4.あまりよくない □ 5.よくない
2	毎日の生活に満足していますか □ 1.満足 □ 2.やや満足 □ 3.やや不満 □ 4.不満
3	1日3食きちんと食べていますか □ 1.はい □ 2.いいえ
4	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか □ 1.はい □ 2.いいえ
5	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか □ 1.はい □ 2.いいえ
6	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか □ 1.はい □ 2.いいえ
7	この1年間に転んだことがありますか □ 1.はい □ 2.いいえ
8	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか □ 1.はい □ 2.いいえ
9	あなたはたばこを吸いますか □ 1.吸う □ 2.吸わない □ 3.やめた
10	週に1回以上は外出していますか □ 1.はい □ 2.いいえ
11	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか □ 1.はい □ 2.いいえ
12	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか □ 1.はい □ 2.いいえ
13	お茶や汁物等でむせることがありますか □ 1.はい □ 2.いいえ
14	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか □ 1.はい □ 2.いいえ
15	今日が何月何日かわからない時がありますか □ 1.はい □ 2.いいえ

健診の結果、生活機能の低下が認められた場合は、焼津市が私の居住地域の地域包括支援センターに健康診査質問票及び認知症スクリーニング検査の結果を必要な範囲で情報提供することに同意します。

本人署名欄

認知症一次スクリーニング検査 (SDQ-14)

実施対象者の確認 (該当するものにチェックをいれてください。)

☐ 介護認定なし ☐ 認知症の診断済み ☐ 要支援・要介護認定あり ☐ 介護認定申請中 ☐ 事業対象者

認知症一次・二次スクリーニング検査の実施は不要です

No.	質問項目(□にレ点をお付けください)
16	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか □ 0.はい □ 1.いいえ
17	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか □ 0.はい □ 1.いいえ
18	バスや電車で1人で外出していますか (自家用車を含む) □ 0.はい □ 1.いいえ
19	日用品の買物をしていますか □ 0.はい □ 1.いいえ
20	預貯金の出し入れをしていますか □ 0.はい □ 1.いいえ
21	家族や友人の相談にのっていますか □ 0.はい □ 1.いいえ
22	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない □ 1.はい □ 0.いいえ
23	ときどき道に迷うことがある □ 1.はい □ 0.いいえ
24	計画を立ててから実行することが、できなくなった □ 1.はい □ 0.いいえ
25	誰もいないのに、物が見えたり聞こえたりする □ 1.はい □ 0.いいえ
26	現実でないことを話したり、人から悪く言われている様な気がする □ 1.はい □ 0.いいえ

No. 13～26 網掛けの項目数 医療機関記入	項目	※ 3項目以上で 二次スクリーニングの 対象となります	判定 (記入不要)	A・B・C・D 判定不能
--------------------------------	----	-----------------------------------	--------------	-----------------

特記事項

認知症二次スクリーニング未実施の理由を○で囲んでください。

①拒否 ②障害等(視覚・聴覚・精神・他) ③その他 ()

医療機関名

医師氏名

電話番号

1 早期発見・早期支援への取組

1. 認知症初期集中支援チームの設置

(各包括に1チーム：計4チーム)

【概要】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【対象者】

認知症が疑われる又は認知症の人で以下①、②のいずれかに該当する者

① 医療サービス、介護サービスを受けていない又は中断している者

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない
- イ 継続的な医療サービスを受けていない
- ウ 適切な介護サービスに結び付いていない
- エ 介護サービスが中断している

② 医療サービス・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している者

【市の取組状況】

市内の4つの地域包括支援センター（北部・中部・南部・大井川）に支援チームを設置。チーム員は認知症サポート医、地域包括支援センターのチーム員（医療職、福祉職）の3名で構成し、相談等により把握した認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、得た情報を基に必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの地域における継続支援のための初期介入を、6か月を目安に行う。

1. 認知症初期集中支援チームの設置

(各包括に1チーム：計4チーム)

	支援者数	チーム員会議開催回数
令和4年度	9人	21回（北部中部圏域：8回、南部大井川圏域：13回）
令和5年度	5人	16回（北部中部圏域：5回、南部大井川圏域：11回）
令和6年度	4人	5回（北部：2回、南部：2回、大井川：1回）※

※令和5年度後半より合同開催を廃止し、各チームが個別に会議を開催

令和6年度実施状況（令和7年3月末時点）

No	担当	担当医師	対象者	年齢	性別	把握経路	対象要件	初動日数	開始時						開始後									
									診断の有無	医療利用の有無	介護利用の有無	DA SC	DA SC 評価	DB D1 3	Za r i t	診断名	診断の有無	医療利用の有無	介護利用の有無	DA SC	DB D1 3	Za r i t	訪問回数	世帯状況
1	北部	夏莉 Dr.	北部14	86	女	家族	①イウ	11	有	有 中断	無	48	軽度	10	6	認知症	有	有	有	49	17	11	5	同居
2	北部	夏莉 Dr.	北部12 (再開)	82	女	家族	①アイウ	7	無	無	無	46	中等度	25	12	アルツハイマー型認知症	有	有	無	69	41	32	5	夫婦
3	南部	中山 Dr.	南部19	82	女	家族	①アウ	20	有	有	無	44	軽度	12	18	アルツハイマー型認知症	有	有	有	支援中			同居	
4	大井川	夏莉 Dr.	大井川11	82	女	家族	②	－	有	有	有	47	軽度	30	8	アルツハイマー型認知症	有	有	有	支援中			同居	

1. 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チーム 令和6年度評価

【重要な指標】

	評価指標項目	趣旨	評価指標	実績	評価	
1	医療・介護サービスへつながった者の割合	目標達成の評価	A 医療への引継ぎ 56.8% 介護への引継ぎ 56.3%	医療への引継ぎ 100%(2人中2人) 介護への引継ぎ 66.7%(3人中2人)	○	関係機関と連携をとり、必要なつながりができた。
2	訪問実人数	活動面の評価	B 1チーム当たり平均 12.4人	平均 1.0人 (北部2人, 中部0人, 南部1人, 大井川1人)	×	支援者数が減少したため訪問者数も減少

【有用な指標】

	評価指標項目	趣旨	評価指標	実績	評価	
3	初動日数	機動性対応力の評価	B 平均日数 17.2日 中央値 8日	(ケースNo. 1, 2, 3) 平均日数 12.7日 中央値 11日	△	初期中の対象とするまでの日数にばらつきが大きい
4	困難事例への対応	対応力の評価	B 困難事例の割合 48.5%	医療・介護サービス利用あるが困難な事例 25%(4人中1人)	△	前年度(60%)より割合が減少し全国平均も下回った
5	DBD13の介入時と終了時のスコア差	効果の評価	B 介入時平均 17.3 介入後平均 16.7 0.6ポイント減少	(ケースNo. 1, 2) 介入時平均 17.5 介入後平均 29.0 11.5ポイント増加	×	介入後症状が進行し、行動・心理症状の指標改善には至らなかった

【評価指標 出典】

- A 認知症施策推進大綱KPI目標(令和6年度最終)
B 令和3年度老人保健事業推進費等事業「認知症初期集中支援チームの在り方と効果的な活動に関する調査研究事業」報告書

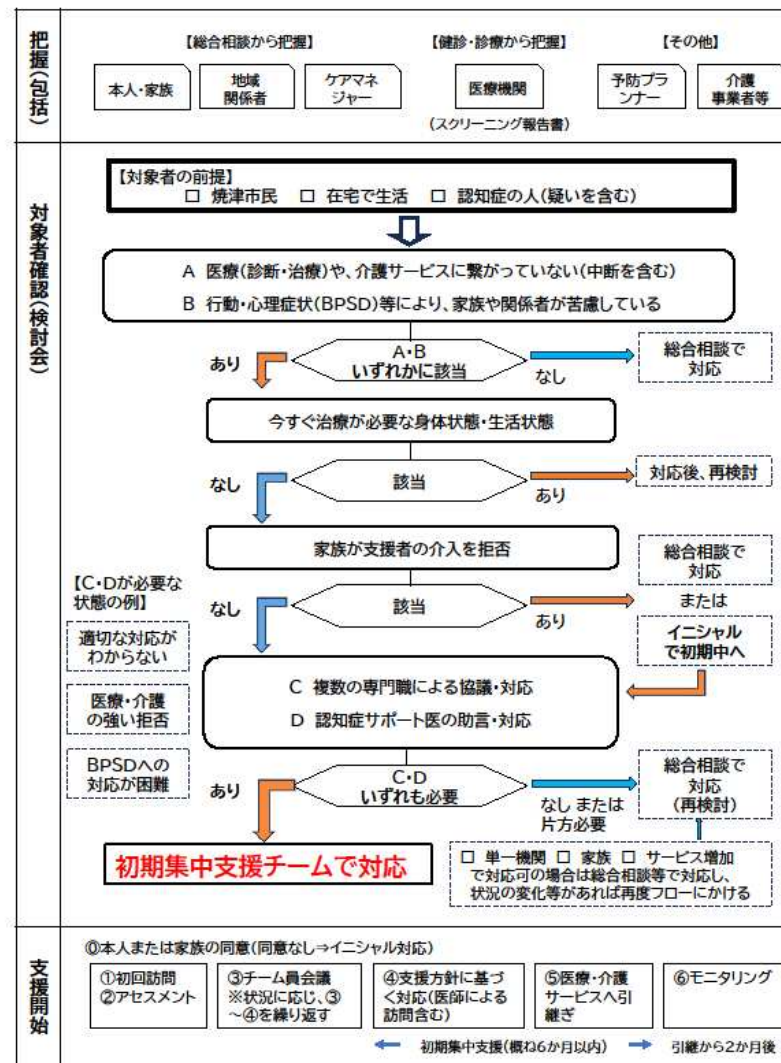
認知症初期集中支援チーム員定例会議の開催

- 日時 令和7年1月17日（金）19時～
 - 出席者 16名（医師、包括、医師会、市）
 - 検討内容 支援件数の増加に向けて
 - ① 支援チームの対象者像の明確化（総合相談とのすみ分け）
 - ② 関係者（ケアマネジャー等）からの依頼が少ない
- ↓
- 検討結果
 - ・ 焼津市版の対象者選定フローの作成
 - ・ フローを活用し、関係機関へチームの役割を周知



【焼津市版フロー】 R7.4完成

焼津市認知症初期集中支援チーム フロー（把握～対象者確認～支援開始） R7.4作成



2 認知症本人の社会参加支援

認知症本人ミーティング

【概要】

認知症の本人同士が出会い、つながる場。本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う。

【令和6年度実績】

- ・開催回数4回（6月、8月、10月、12月）
- ・会場 焼津市医師会館 通いの場
- ・参加人数

回数	本人	家族	合計
第1回	3人	2人	5人
第2回	3人	2人	5人
第3回	3人	3人	6人
第4回	4人	5人	9人
計	13人	12人	25人
実人数	10人	9人	19人

本人・家族の意見、考えられる取組

【本人の意見】

- ・認知症のことを人に言えない。
- ・認知症のことを近所の人に言っている。恥ずかしくても、伝えるとみんな理解して付き合ってくれる。
- ・大変なことを一時でも共有できることが嬉しい。
- ・このような場の回数を増やしてほしい。
- ・スタッフが多く、見られている感じがして、話しにくい時がある。

（考えられる取組）

- ・本人ミーティングを通じて共有する場を設けていく、参加人数増加に取り組む。
- ・本人ミーティング実施時は、スタッフの人数を減らすなど話しやすい雰囲気づくりを行う。

【家族の意見】

- ・介護の苦労を共有できたことで、気持ちが楽になった。
- ・周りの介護の話を聞いて、参考になった。
- ・本人を常に見ていないといけない状況なのが大変。
- ・昔と人が変わってしまっていて、困っている。

（考えられる取組）

- ・家族同士が、介護方法や認知症への接し方を共有し合える場を増やす。

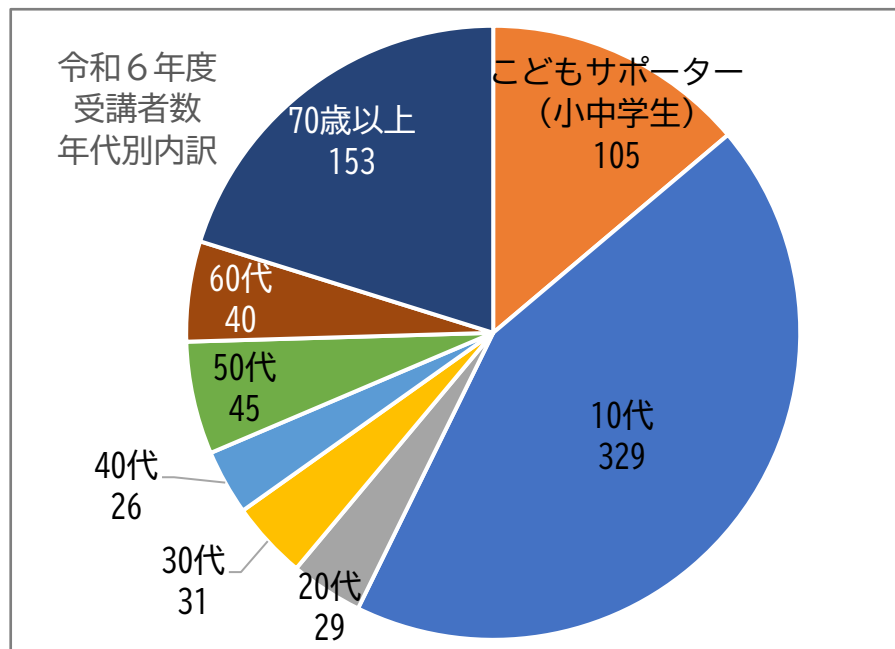
3 地域の認知症への理解の促進

1. 認知症サポーターの養成

	開催回数	受講者数	受講者累計 (H18～)
令和4年度	28回	645人	13,329人
令和5年度	20回	435人	13,764人
令和6年度	31回	758人	14,522人



▲東益津地域交流センターでの開催時の様子



出前型 27回 669人
集合型 4回 89人

▼東益津小学校での開催時の様子



3 地域の認知症への理解の促進

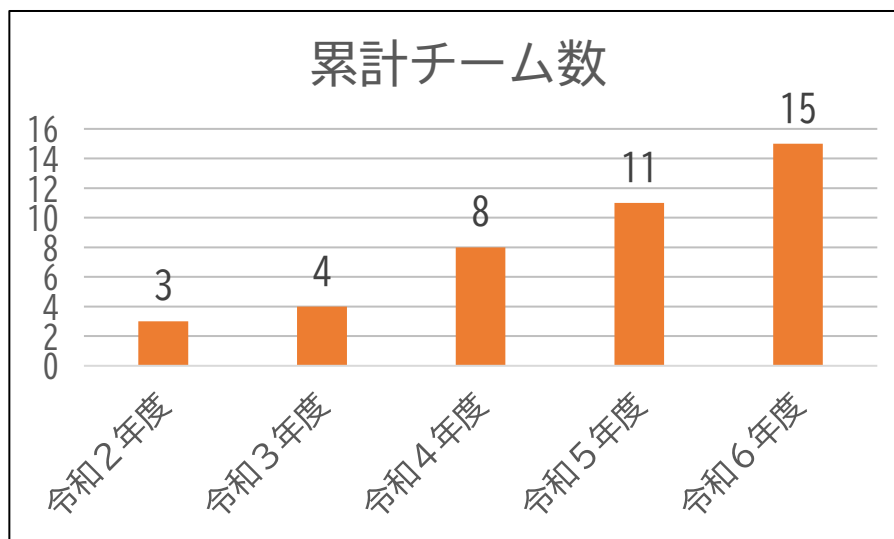
2. チームオレンジコーディネーター配置によるチーム創設支援

● チームオレンジの整備

No.	チーム名	設置年月	チーム員数	活動内容
1	チームオレンジ 北道原	令和3年3月	17人	壮年会の活動に加え、認知症サポーター養成講座を開催。
2	かるがも チームオレンジ	令和3年3月	11人	コロナ禍で休止のため再検討中。
3	チームオレンジ み～んなど	令和3年3月	7人	定期的に認知症カフェを開催。
4	チームオレンジ カフェ里	令和4年2月	27人	居場所参加者の中にいる認知症の見守り。
5	チームオレンジ さくら会	令和4年5月	11人	居場所参加者の中にいる認知症の人や、地域の見守り。
6	チームオレンジ 清流館	令和4年9月	22人	登下校での見守りや認知症カフェの開催、啓発活動など。
7	チームオレンジ ミニサロンねぎしま	令和5年3月	27人	居場所参加者の中にいる認知症の人や、地域の見守り。
8	元気広場焼津 グリーンスマイル	令和5年3月	17人	随時で啓発活動を実施。
9	チームオレンジ D, A, G	令和5年7月	3人	随時で啓発活動を実施。

3 地域の認知症への理解の促進

No.	チーム名	設置年月	チーム員数	活動内容
10	チームオレンジ よらっカフェ	令和5年7月	12人	定期の認知症カフェを開催。
11	チーム ももいろホーム	令和6年2月	6人	定期の認知症カフェを開催。
12	チームオレンジ 縁カフェ	令和6年9月	2人	定期の認知症カフェを開催。
13	チームオレンジ グローアップ焼津石津園	令和6年9月	8人	保育園の保護者へ介護保険等の周知活動、 介護施設への訪問等
14	チームオレンジ スターバックス焼津八楠店	令和6年10月	3人	不定期での認知症カフェの開催
15	チームオレンジ スターバックス焼津称宜島店	令和6年10月	3人	不定期での認知症カフェの開催



4 家族等への支援

1. おみね輪プロジェクト（認知症高齢者見守り事業）

- 事前情報登録【必須／無料】
- みまもりあいステッカー交付【任意／年額3,600円】
- 靴用ステッカー交付【任意／無料】
- QRコードステッカー交付【無料配布】※令和6年度から新設QRコードを読み取ると対応手順を記載した市のホームページが表示される。一人4枚配布している。



▲みまもりあいステッカー



▲靴用ステッカー

	事前情報 登録者数	みまもりあい ステッカー	靴用 ステッカー
令和4年度	43人	20人	27人
令和5年度	46人	19人	34人
令和6年度	54人	18人	44人

※「事前情報登録者数」は増加傾向だが、有料の「みまもりあいステッカー」は減少傾向である。



▲QRコードステッカー

4 家族等への支援

2. 認知症高齢者個人賠償責任保険

● 認知症高齢者個人賠償責任保険とは

認知症高齢者が、日常生活における偶然的事故により、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に1億円を上限に補償する保険。

● 利用条件

1

市内で在宅生活をしている65歳以上の高齢者。

2

認知症の診断を受けている又は認知症の治療薬を服用している。

3

行方不明になったことがある又は行方不明にならないような対策を家族等が行っている。

4

焼津市おみね輪プロジェクトの事前情報登録をしている（保険事業と同時に申請可）。

● 利用状況

	年度末時点の利用者数	各年度の実利用者数
令和4年度	24人	25人
令和5年度	26人	33人
令和6年度	26人	36人

※本人又は同居家族等が自動車保険、火災保険、傷害保険等の個人賠償責任特約に加入していて、本人が被保険者となっている場合は、本事業の対象外となる。

5 協議事項

(1) 令和7年度認知症施策の取組の方向性
について

(2) 認知症施策推進計画の策定について

前回（R7.1.29）会議における主なご意見

	分野	主なご意見
1	早期支援	ホームページを見ればどこへ相談したら良いか、すぐに分かるよう工夫をされたい。
2	社会参加	- 市内の企業が認知症の方のために何かできないかと考え、受け入れてくれる企業が増え、何かタイアップできると良い。 - 本人ミーティングで集まっている方たちの気持ちがもう少し上がって、自分たちで何かしたいとなった時に、有償ボランティア的なものが活躍の場となるのでは。
3	社会参加	- 軽度の方は色々なことができる。社会に貢献しているという意識があるだけで、認知症の進行にも影響があると思う。 - 最近は、デイサービスでも本人ができることを提供してくれる所もあるので、簡単な内職等ができれば良いのでは。
4	家族支援	家族が正しい認知症の理解がなく、過度に心配しすぎてしまうということがあり、事前に認知症について理解をしておいてもらうにはどのようにしたらよいか考えている。
5	家族支援	本人を重視する施策がここ数年で前面に出てきているが、本人が本人らしく生活するには、家族の手助けが不可欠なので、そういった点も念頭に置いた方が良い。
6	計画策定	本人ミーティングや家族会以外にも、施設の職員やケアマネも認知症の方と多く関わっているので、そちらへの聞き取りを実施できると良い。

令和7年度の方向性・取組 2-1

方向性	R 7の方向性	具体的取組
2 認知症本人の社会参加支援	① 認知症本人の社会参加を進めるに当たり、認知症本人の視点をより多く取り入れるため、本人ミーティングの参加者の増加を図り、市の認知症の取組について意見をいただく。 令和7年度5～10月分 焼津市 認知症本人ミーティング ちょっくら話そう会 - 認知症本人ミーティングは、認知症の方同士が集い、日頃の生活や、感じている事を自由に語り合う場です。付き添いのご家族同士で話をする場も設けています。 - 少しでも興味のある方は、気軽に足をお運びください。 日程 令和7年 5月19日(月) 6月16日(月) 7月28日(月) 9月22日(月) 10月20日(月) 時間 いずれも 13:30～15:30 ※長時間の参加が難しい方は、ご相談ください。 ※5月と10月は、懐かしい道具や写真を見て昔の生活を思い出し、脳を活性化させるレクリエーション(回想法)を実施します。 ※全ての日程への参加、いずれか一つの日程への参加のどちらも可能です。 ※11月以降は、焼津市医師会館にて実施予定です。 会場 焼津市立総合病院 C病棟 3階講義室(焼津市遠原1000) ※裏面に、会場の案内を掲載しています。 対象 認知症や軽度認知障害の方、その家族 費用 無料 ※お飲み物は、各自でお持ちください。 申込 次のいずれかでお申し込みください。 ① 下記の問い合わせ先に電話 ② 右記QRコードから申込 ③ 地域包括支援センターに電話 共催 焼津市立総合病院(認知症疾患医療センター)、焼津市地域包括ケア推進課 ■お問い合わせ先 焼津市地域包括ケア推進課 ☎(054)626-1219 R 6年度の様子(医師会館) ▲令和7年度本人ミーティング前半のチラシ	① 認知症本人ミーティングの定例的な実施(計10回)※昨年度4回 【前半】 - 日時：5/19、6/16、7/28、9/22、10/20 - 会場：焼津市立病院 C病棟 3階講義室 【後半】 - 日時：11/17、12/15、1/19、2/16、3/16 - 会場：焼津市医師会館 通いの場 ※5月、10月は回想法を実施予定 ■集客：広報やいづへの掲載、包括や認知症疾患医療センターから個別に誘う。 ■手法：本人同士が頻繁に集まり顔の見える関係づくりから始めていけるよう回数の増加を図る。 推進員がファシリテーターとなり、話しやすい話題から日頃の想いを聞き取るとともに、市の施策や取組について意見を出してもらう時間を設ける。

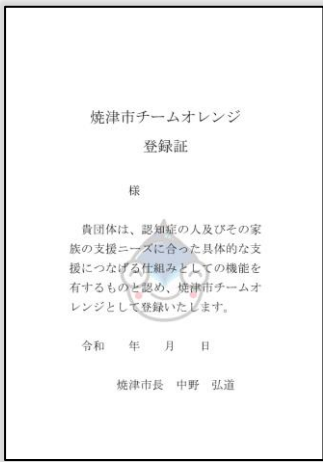
令和7年度の方角性・取組2-2

方向性	R7の方角性	具体的取組
2 認知症本人の社会参加支援	②本人ミーティングで出た意見を関係者間で共有し、支援策について協議を行う。	② 認知症地域支援推進員連絡会において、実施ごと振り返りを行い、本人の意見の整理と取組への反映を検討する。検討内容は、市の認知症施策推進計画に取り入れられるよう認知症対策連絡会議にて報告する。 [推進員・認知症疾患医療センター・市]

令和7年度の方角性・取組3-1

方向性	R7の方角性	具体的取組
3 地域の認知症への理解の促進	①【認知症サポーター養成講座】 各地域包括支援センター主催の認知症サポーター養成講座（集合形式）を開催するとともに、市が年2回のステップアップ講座を開催する。また、年間の開催スケジュールを公表する。 出前型は、市民団体に加え、対企業への働きかけを行う。  ▲認知症サポーター養成講座チラシ	①-1 認知症サポーター養成講座(集合形式)を4回開催 [各包括主催] ・日時：7/26(土) (中部) 8/30(土) (北部) 10/18(土) (大井川) 12/13(土) (南部) ①-2 ステップアップ講座(集合型)を2回の開催 [市主催] ・9/27(土)、2/7(土) ①-3 出前型は、イオンや地域のスーパー等に実施を広げる。 ※講座内で、本人が話す場面が作れないか検討。 [市調整]

令和7年度の方角性・取組3-2

方向性	R7の方角性	具体的取組
3 地域の認知症への理解の促進	②【チームオレンジの増加】 数あるチームオレンジの活動状況が見える化し、他団体等と連携しやすくする。 市民に身近な場にチームオレンジを設立していけるよう、新規の居場所などの通いの場をチームオレンジの役割を加えられるよう取り組む。  ▲チームオレンジ登録証	②-1 R7から導入した登録制を活用し、コーディネーターが各チームを回り、取組を把握する。 [チームオレンジコーディネーター] ②-2 チームオレンジ連絡会を開催し、横のつながりづくりを図る。 ・日程：10/2（木） [チームオレンジコーディネーター] ②-3 生活支援コーディネーターと連携を取り、新規に居場所ができる場合は、あらかじめチームオレンジの仕組みを事前に説明し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めていく。 [チームオレンジコーディネーター]

(参考) チームオレンジの登録制の導入について

【導入経緯】

チームオレンジが市の認証を受けていることを伝えることで、チームの活動を円滑に行いやすくするため、認証制度を導入する。

【登録要件】 ※全て満たしていること

- (1) 市内に活動の拠点があること。
- (2) チーム員の1人以上がステップアップ講座を受講していること。
- (3) 政治、宗教又は営利を主たる目的とするものでないこと。

【活動要件】 ※いずれか一つ満たしていること

- (1) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場（認知症カフェ等）の企画・運営
- (2) 認知症の人及びその家族の思いを傾聴し、チーム員の主体性を重視した支援（見守り活動、出前講座、外出同行支援、焼津市おみね輪プロジェクトへの協力等）の実施
- (3) 認知症の人及びその家族の相談に応じた支援機関（地域包括支援センター、医療機関、家族会等）へのつなぎ
- (4) 認知症の人への対応方法等に関する学習
- (5) 市又は地域包括支援センター主催の認知症関連行事への参加
- (6) 定期的な情報交換及び活動報告
- (7) その他事業に関連する活動

【手続き】

チームオレンジの登録を受けようとする団体は、焼津市チームオレンジ登録申請書（第1号様式）を市に提出するものとする。内容を審査し、市が適当と認めた先に登録証を交付する。

(R7.5.7制定の焼津市チームオレンジ推進事業実施要領を一部抜粋)

令和7年度の方角性・取組3-3

方向性	R 7の方角性	具体的取組
3 地域の認知症への理解の促進	③ 認知症を認め合える地域の構築に向けて、効果的な認知症市民啓発講演会の開催方法を検討する  ▲昨年度の本人によるトークセッションの様子	③ 市民に対して、わかりやすく、新しい認知症観や認知症の方への接し方を学べるよう、認知症をテーマとした寸劇、市内の認知症本人を招いた講演会を行う。 ・日時：12/6（土）13：30～15：00頃 ・会場：ウェルシップやいづ 【前半】 寸劇（50分間）予定 「新しい認知症観と寄り添った接し方を劇を通じて学ぼう（仮）」 【後半】 講演会（30分間）予定 「認知症ご本人から聞いて学ぼう～認知症になっても希望を持って暮らす（仮）」 ※認知症本人が2人程度登壇（登壇は要調整） [市主催]

令和7年度の方方向性・取組4

方向性	R 7の方方向性	具体的取組
4 家族等への支援	① 家族の抱える課題等を対面にて把握する。 ② 家族介護者教室を各地域包括支援センターが開催し、早期の家族の課題の把握に努める。 ③ 家族会と協力し、認知症家族に向けた講座を実施する。	① 「認知症・高齢者の家族介護に係る意見交換会」の開催 ・日時：6/25（水）10：00～11：30 ・場所：焼津地域交流センター ・参加：めぐみの会、ひまわりの会、日々草の会、認知症地域支援推進員、チームオレンジC、市 （内容はP33） [市主催] ② 各地域包括支援センターが、地域特性・地域課題に合わせ実施する。 [包括主催] ③ 認知症家族会のめぐみの会が「介護経験者による認知症講座」を市民向けに行う。 市は、申込受付、資料の校正、広報等で協力する。 [家族会主催]

(参考) 家族会意見交換会で出た意見

テーマ	意見
各家族会の活動状況について	・ 会員が高齢化し、定例会への参加者が減っている。 ・ 家族の介護が終わり、自身のもの忘れを心配する年代になった。 ・ 定例会では、ころばん体操など、自分自身の健康を保つための活動を取り入れている。 ・ 家族介護講座を開催したところ、新たな相談ニーズが発掘された。 ・ 看取りや施設入所した後から、家族会に再度参加される方もいる。
認知症月間の取組について	・ 時間や労力がかかるものであり周知が大事。開催したという達成感だけに終わらず、認知症月間を知ってもらう事が必要。 ・ 期間限定で、ターントクルこども館等でオレンジのライトアップができるとうい。
市民啓発講演会について	・ 本人や家族にとって、認知症の本人と公表し、講演することはハードルが高い。
おみね輪プロジェクトについて	・ スマホのGPSを利用して位置を把握している人は何人かいる。キッズケータイは安価。玄関に置いて持ち忘れを防いでいる。
今後の家族支援のあり方について	・ 家族会に参加したい人が、来やすいところになるようやっていきたい。 ・ 市民向けの勉強会を継続して行いたい。引き続き市にバックアップしてほしい。

令和7年度の方方向性・取組5

方向性	R 7の方方向性	具体的取組
5 認知症本人やその家族を支える地域ネットワークづくり	① 認知症の課題等について協議する場を設ける。 ② 認知症に対応する地域支援推進員を配置する。	① 認知症対策連絡会議を年3回開催し、地域課題とその対応について協議をする。 ・日程：7/23, 11/19（予定）, 1/28（予定） また、認知症基本法に基づく、本市の「（仮）焼津市認知症推進計画」の策定を、本会議で協議の上進める。 [市主催] ② 各地域包括支援センターに1名ずつ、市地域包括ケア推進課に1名（計5名）を配置し、様々な相談を受けるとともに、認知症に理解のある地域づくりを推進する。 [包括・市主催]

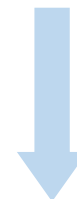
焼津市認知症施策推進計画 施策体系の考え方（案）

▼検討時期の目安

1 望む暮らし像 …こんな人生が送りたい

～R7.12月

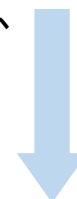
- ・本人ミーティングにて、本人同士で
「こんな人生が送りたい」などの望む暮らしをを出し合い、数個にまとめる。
(例)地域であたたかい目で見守られ暮らしたい
認知症でも新しいこと挑戦していきたい
地域の人や仲間と交流を続けたい



2 基本理念(スローガン) …望む暮らしを実現するには

～R8.1月

- ・現在のスローガン「認知症になっても安心して暮らせるまち焼津」の変更・継続について、
望む暮らし像を踏まえ、本人ミーティングで、本人や家族に意見をもらい、設定する。
(例)認知症になっても人生を楽しみ自信を持って生活できるまち焼津
仲間とともに希望を持って自分らしく暮らすまち焼津



3 基本方針 …スローガンを形にするための市の方針

～R8.7月

- ・認知症地域支援推進員定例会で検討し、認知症対策連絡会議で審議。
(例)①【社会参加】 認知症の人の社会参加の促進
②【市民理解】 市民の認知症に対する理解の促進
③【地域づくり】 地域で認知症の人や家族を支える体制構築
④【支援体制】 認知症の必要な支援が受けられる介護・医療の体制の充実
⑤【権利擁護】 意思決定支援の推進

焼津市認知症施策推進計画 策定スケジュール（案）

R 7年度	取組	認知症対策連絡会議
7月		7/23（水） 第1回 ・策定スケジュールについて ・市民アンケート調査について
8月	・「新しい認知症観」に係るアンケート調査 項目の確定	
9月	9/1～9/30 ・アンケート調査の実施 （LINEやイベント会場）	
10月	10/1～10/31 ・関係団体等ヒアリング	
11月	・計画策定本人ミーティング （基本理念：スローガンの検討①）	11/19（水） 第2回 ・市民アンケートの結果について ・ヒアリングの結果について
12月	・計画策定本人ミーティング （基本理念：スローガンの検討②、 あるべきまちの姿の検討①）	
1月		1/28（水） 第3回 ・基本理念の設定について
2月	・計画策定本人ミーティング （基本方針の検討①）	
3月		

焼津市認知症施策推進計画 策定スケジュール（案）

R 8 年度	取組	認知症対策連絡会議
4月		
5月	・計画策定本人ミーティング （基本方針の検討②）	
6月		
7月		R8.7 第1回 ・基本方針の設定
8月		
9月	・計画策定本人ミーティング （具体的取組の検討①）	
10月	・計画策定本人ミーティング （具体的取組の検討②）	
11月		R8.11 第2回 ・素案の審議（具体的な取組含む）
12月		
1月	・パブリックコメント	
2月		R9.2 第3回 ・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認
3月		

「新しい認知症観」に関するアンケート調査実施案①

1 実施目的

市民の「新しい認知症」に対するイメージや考え方を把握し、認知症施策推進計画の策定における、「市民理解の進め方」等の項目で活用する。

2 実施方法

①オンラインでの実施

LINE配信によるロゴフォームでの回答を募る

②現場での実施

イベントや講演会等の場において紙面もしくはロゴフォームでの回答を募る

3 対象者

認知症ではない市民約300人を想定

※市外の人が回答することも想定

4 調査期間

9月1日(月)～9月30日(火) ※認知症月間に実施

5 結果報告

- ・第2回認知症対策連絡会議で報告
- ・会議資料としてホームページに掲載

「新しい認知症観」に関するアンケート調査実施案②

6 調査項目

(1)基礎的な内容

- ア 住まい、年代、性別
- イ 認知症の人との接点、場面

(2)認知症に関するイメージについて

- ア 認知症の予防について
- イ 認知症の治療について
- ウ 認知症の人の日常生活について
- エ 認知症の人との接し方について
- オ 若年性認知症について

(3)あなた自身が認知症になった場合の生活について

- ア 自信が認知症になった後の暮らし方の希望
- イ 周囲への告知

(4)あなたの家族が認知症になった場合の生活について

- ア 家族が認知症になった後の暮らし方の希望
- イ 周囲への告知
- ウ 相談先

(5)認知症への興味・関心について

- ア 認知症への理解を深める意向

関係団体等ヒアリング 実施案

1 実施目的

日頃から認知症の人に接する専門職等に対し、現状や課題についてヒアリングをし、認知症施策推進計画の策定に活用する。

2 実施方法

- ・原則対面により実施(事前に聞き取る項目を送付する)

3 対象者

- ①ケアマネジャー(介護支援研究会)
- ②介護事業所(グループホーム、認知症対応型デイ)
- ③社会福祉協議会(成年後見支援センター)
- ④家族会(めぐみの会、ひまわりの会)
- ⑤認知症疾患医療センター(市立病院、やきつべの径診療所)

4 実施期間

10月1日(水)～10月31日(金) 頃

5 結果報告

- ・第2回認知症対策連絡会議で報告
- ・会議資料としてホームページに掲載